

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障害者福祉関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野辺地町は、障害者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青森県野辺地町長

公表日

令和3年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者福祉関係事務
②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)に基づき、以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">①身体障害者手帳に関する事務②療育手帳に関する事務③精神障害者保健福祉手帳に関する事務④自立支援給付に関する事務⑤障害者福祉サービスに関する事務⑥障害児通所給付に関する事務⑦地域生活支援事業に関する事務⑧特別障害者手当・障害児福祉手当に関する事務⑨特別児童扶養手当に関する事務⑩補装具に関する事務
③システムの名称	障害者総合福祉システムふれあい、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8、11、12、14、25、38、60条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: center;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第二の10、11、12、16、20、53、66、67、68、69、85、108、109、110の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>・別表第二省令第9、10、12、14、27、37、38、55条、10条の2、38条の2、43条の3の2、55条の2、55条の3</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第7号 別表第二</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(57の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(8、11、16、108、116の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」が含まれる項(19の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれる項(16、26、30、56の2、57、87、116の項)</p> <p>2. 別表第二省令第7、8、10、12、14、19、27、30、31、44、55条、10条の2、11条の2、13条の2、55条の2、59条の2</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護・福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	野辺地町役場 介護・福祉課(健康増進センター内) 青森県野辺地町字前田5番地2 電話番号0175-65-1777
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	野辺地町役場 介護・福祉課(健康増進センター内) 青森県野辺地町字前田5番地2 電話番号0175-65-1777

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	課長 川代 弘	課長	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 各設問	なし(様式改訂により追加された項目のため)	<p>【1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類】 A. 基礎項目評価書</p> <p>【2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)] Q. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か A. 十分である</p> <p>【3. 特定個人情報の使用】 Q. 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か A. 十分である</p> <p>Q. 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か A. 十分である</p> <p>【4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託】 A. 委託しない</p> <p>【5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)] A. 提供・移転しない</p> <p>【6. 情報提供ネットワークシステムとの接続】 Q. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か A. 十分である</p> <p>Q. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か A. 十分である</p> <p>【7. 特定個人情報の保管・消去】 Q. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か A. 十分である</p> <p>【8. 監査】 Q. 実施の有無 A. 自己点検</p> <p>【9. 従業者に対する教育・啓発】 Q. 従業者に対する教育・啓発</p>	事後	
令和3年3月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月15日時点	令和3年3月1日時点	事後	